

令和8年3月9日

指定工事店各位

東 広 島 市 長  
(下水道部下水道施設課)  
(公 印 省 略)

指定工事店の申請手続き等に係る取扱いの変更について（通知）

東広島市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部改正に伴い、次のとおり取り扱いが変更となりました。

1 責任技術者との雇用関係を証する書類の変更

健康保険証の廃止に伴い、雇用関係を確認する添付書類が令和8年1月13日より変更となりました。

2 指定更新申請及び異動届の特例となる指定工事店の追加

連携市町に庄原市及び島根県鹿足郡吉賀町が令和8年4月1日より追加となります。

3 申請様式の変更

公共下水道排水設備指定工事店（指定・指定更新）申請書等の様式を見直し、令和8年4月1日より新様式に変更します。

新様式については東広島市下水道施設課ホームページにて、令和8年4月1日に掲載をします。

詳細は「指定工事店指定更新申請手続きについて」をご確認ください。

お問い合わせ先

東広島市下水道部下水道施設課

担当：普及係 TEL：082（420）0403

FAX：082（420）0404